

「軽自動車検査協会検査事務規程の一部改正について」に関する意見(第2回意見照会)

(検査企画課)

分類	意見	理由	コメント
1-3 用語の定義	「試作車・組立車等審査結果通知書」についても、用語の定義にて定めるべきではないでしょうか。	試作車・組立車等審査結果通知書に、「試作車・組立車審査結果通知書」と「試作車・組立車改造審査結果通知書」が含まれるため用語の定義で定めてはいかがでしょうか。	ご意見を踏まえ用語を新設いたしました。
1-3 用語の定義	第1回意見照会項番「4」について、意見照会結果コメントに基づき手当てをお願いします。	反映漏れかと思慮します。	ご指摘ありがとうございます。 当該箇所について再考いたしました但審査事務規程1-3用語の定義にて定められているため手当ては見送ることといたします。
1-3 用語の定義	第1回意見照会4で改造自動車に係る定義を設けたらどうかに対し修正するとの回答であったが削除のままであるが修正漏れでしょうか？	左記のとおり	ご指摘ありがとうございます。 当該箇所について再考いたしました但審査事務規程1-3用語の定義にて定められているため手当ては見送ることといたします。
1-3他	試作車・組立車等審査結果通知書等の定義をしていますが審査事務規程において、「試作車・組立車審査結果通知書等」が定義されておりますので検査事務規程で定義する必要はなく、規程内の語句を審査事務規程に合わせて「試作車・組立車審査結果通知書等」としてはいかがでしょうか。	局長通達「改造自動車等の取扱いについて」本文では(様式は「試作車・組立車等審査結果通知書」となっているため改正漏れと思われるが、)「試作車・組立車審査結果通知書」となっているため、準用する規定との整合性を取る必要があると考えます。	再考いたしました但原案のままとさせていただきます。 なお、その他のご意見を踏まえ用語を定義することといたしました。
2-4(3)①②	胡乱な状態とはどのようなことを言うのか？ 例①鳥居の角を外した又は鳥居を外した場合に鳥居や車体にアンクルを取り付けた又は長ボルトを貫通させ取り付けた。 例②タイヤが突出しないように片側1cmのゴムモールを左右へ取り付けた。	例①の場合、長物を運ぶ際のストッパーなど合理的な説明があれば疑わしいと言えないのではないかと？ 例②の場合、突出防止であれば保安基準に適合させるための一時的な取り付けともとれるがモール等なのであれば外形に馴染まないことはない上に傷つき防止のためなどの説明があった場合、一時的な取り付けとも言えないのではないかと？ あくまで個別判断なのは認識していますがガイドラインのようなものが無ければ現場としても判断に困るのでご教授願います。	個々の自動車の状態で判断するものであり、装置等の素材や形状で一概に判断するものではありません。なお、検査後に取外される一時的な取り付け等の疑いがあると検査員が判断し、かつ受検者から当該構造の合理的な理由の説明がなされない場合に検査を中断できるよう規定したものです。 例示いただきました内容について、使用者等からの説明が合理的と判断できる場合は適合と判断して差し支えございません。 また、仕様は多岐にわたり当該部品の使用目的も異なることから、使用者からの説明により判断する必要があるため資料ではなく説明等によって判断をお願いします。
2-7-2(2)ただし書き 2-7-2(3) 2-7-2(4)後段	・・・道路運送車両の保安基準に適合するかどうか・・・ ↓ ・・・保安基準に適合するかどうか・・・	今回改正部分ではありませんが、他との整合性のため、提案です。	ご意見ありがとうございます。 今後の改正の際の参考とさせていただきます。

<p>2-13-2 表中8.1.(2)右欄</p>	<p>「和暦番号と「軽検」を組み合わせた記号、事務所等の名称と「改」を組み合わせた記号及び一連番号とする。 (例)令和8年及び東京主管事務所の場合 8軽検東京改第123号」 ↓ 「和暦、「軽検」、事務所等の名称と「改」を組み合わせた記号及び一連番号とする。 (例)令和8年、東京主管事務所の場合 8軽検東京改第123号」</p>	<p>書きぶりの提案です。</p>	<p>再考いたしましたが原案のままとさせていただきます。</p>
<p>2-15-1</p>	<p>本項及び関係規定に改造自動車(試作車・組立車を除く)に係る規定を残しては如何でしょうか。 (例) 1-3用語の定義、2-15-1表題部、2-15-1(1)の書き出しのみ「改造自動車等」を残す。</p>	<p>審査事務規程の第72次改正により審査事務規程 4-15及び別添4が欠番となったので、内容を合わせたい気持ちは十分理解できますが、改正案において2-15-2(表中3.(1))で改造自動車(試作車・組立車を除く)に係る読替えがされており、「試作車及び組立車」以外のことが規定されている為。</p>	<p>ご意見を踏まえ用語を新設いたしました。</p>
<p>2-15-2 表中3.(1)</p>	<p>本項の読替えは改造自動車(試作車・組立車を除く)に係る内容である為、読替えは不要ではないか。 もしも読替えを行う必要があるのであれば、従前どおり改造自動車(試作車・組立車を除く)に係る規定を2-15-1に定める必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>審査事務規程の第72次改正により審査事務規程 4-15及び別添4が欠番となったので、内容を合わせたいことは十分理解できますが、審査事務規程の準用に依存している検査事務規程はもう少し丁寧に規定する必要がありますものと思われま。</p>	<p>ご意見を踏まえ用語を新設いたしました。</p>
<p>2-15-2 表中3.(1)右欄</p>	<p>「規程の定めるところにより、新規検査等届出書及び添付資料を検査に先立って新規検査等を受検する事務所長等に提出するものとする。また、届出書等の提出は、原則として、事務所長等が定めた時間帯及び場所に行うものとする。」 ↓ 「規程の定めるところにより、新規検査等届出書及び添付資料を検査に先立って事務所長等に提出するものとする。また、届出書等の提出は、原則として、事務所長等が定めた時間帯及び場所に行うものとする。」</p>	<p>改造自動車について、代表届出を行う場合は「新規検査等を受検する」事務所等以外の主管事務所等に提出する必要がある為。</p>	<p>その他のご意見を踏まえ代表届出の提出先も整理する必要があることから、該当箇所から3.(1)の自動車については規程2-13に読み替え審査事務規程別添2の取り扱いとなるよう修正しました。</p>
<p>新別表 試作車・組立車の届出先及び添付資料等一覧表</p>	<p>添付資料欄の「走行性能計算書」※5の取扱い(連結検計書等に代える)については、試作車・組立車の改造以外の自動車(被牽引自動車等)にも必要かと思慮します。</p>	<p>従前より取扱いに変更がない為</p>	<p>「改造自動車等の取扱いについて」を準用しており書きぶりの平仄を合わせるため原案のままさせていただきます。なお、本改正による取扱いに変更はございません。</p>
<p>新別表 試作車・組立車の届出先及び添付資料等一覧表</p>	<p>備考(12)「※4は、駐車ブレーキに係るもののみとする。走行装置の改造の場合、三輪車に改造する場合であって、駐車ブレーキに係るもののみとする。」⇒「走行装置の改造の場合であって、三輪車に改造する場合には駐車ブレーキに係るもののみとする。」と書きぶりを変更してはいかがでしょうか？</p>	<p>試作車・組立車の制動方式の変更を行った場合に、制動能力計算書は駐車ブレーキに係るものだけでよいと読めるため。</p>	<p>「改造自動車等の取扱いについて」を準用しており書きぶりの平仄を合わせるため原案のままさせていただきます。</p>
<p>新様式9(その2)</p>	<p>表の欄外「注:添付を省略する場合には、添付資料欄に×を付すこと。該当しない場合には、斜線を付すこと。」について「×」や「斜線」を容易に記入できるように別途記入欄を設けてはどうか。</p>	<p>添付資料欄となつてはいますが、申請者から記入方法の説明を求められる可能性もあり別に記入欄があるとわかりやすく、書面審査をする際に担当者が確認しやすくなりお互いにメリットがあると思われるため提案いたします。</p>	<p>届出書の様式として定めており、その他の届出書等と平仄を合わせるため原案のままさせていただきます。</p>
<p>附則2.</p>	<p>令和8年9月30日以前に改造自動車等届出書が提出された自動車については、令和●年●月●日付け規程第●号による改正前の改造自動車、試作車及び組立車の取扱いに係る規定によるものとする。 ↓ 令和8年9月30日以前に改造自動車等届出書が提出された自動車については、令和●年●月●日付け規程第●号による改正前の改造自動車、試作車及び組立車の取扱いに係る規定によるものとする。なお、同規定において、独立行政法人自動車技術総合機構の審査事務規程を準用するものは、審査事務規程第35号により行うものとする。</p>	<p>9月30日までは、別添4のによる審査が必要となると理解しているが、審査事務規程では、既に別添4が欠番となっている。当該規程についても、遡る必要があるのではないか。</p>	<p>再考いたしましたが原案のままとさせていただきます。</p>